

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第312回

令和元年11月6日（水）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第312回 議事録

1. 日時

令和元年11月6日(水) 16:00～16:26

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

田中 知 原子力規制委員会委員

原子力規制庁

山形 浩史 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長

小野 祐二 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

大島 俊之 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

小澤 隆寛 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

田邊 翔 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

小野 遼平 安全審査専門職

グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

磯辺 裕介 執行役員 兼 環境安全部 担当部長

吉崎 達也 製造部 副部長

小林 克樹 環境安全部 担当主任

4. 議題

- (1) (株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン(加工施設)の新規制基準に係る設計及び工事の方法の認可申請及び新規制基準対応に係る申請の進捗状況について

5. 配付資料

資料 1 新規制基準に係る設計及び工事の方法の認可申請

資料 2 新規制基準対応に係る申請の進捗状況

6. 議事録

○田中委員 定刻になりましたので、ただいまから第312回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開催いたします。

本日の議題は一つでございまして、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（加工施設）の新規制基準に係る設計及び工事の方法の認可申請及び新規制基準対応に係る申請の進捗状況についてでございます。それでは、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンのほうから資料1と資料2の説明をお願いいたします。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（磯辺執行役員） グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの磯辺でございます。

それでは、まず、資料1に基づきまして、新たに設工認申請いたしました申請の概要についてご説明いたします。

まず、はじめにでございますけれども、本申請は新規制基準対応として申請いたしております一連の設工認のうちの第3次の申請でございまして、1次の設工認申請で既に認可をいただいております、第2加工棟という建物の耐震補強工事を実施するにあたりまして、建物の工事と干渉いたします設備機器の一部について、一時的な撤去、または一時的な移設を行うという申請でございまして、並びまして、不要になった設備の恒久的な撤去というものも申請いたしてございます。

続きまして、2の変更の主な内容でございます。繰り返しになりますけれども、まずは本申請におきます申請対象の具体的な内容については、表1とそれに続きます図で示してございますけれども、これについては後ほどご説明いたします。繰り返しになりますけれども、今回の申請は第2加工棟の工事、建物の工事と干渉する設備につきまして、一時的な撤去、一時的な移設、また恒久的な撤去を行うというものでございます。全般的に、一時的な撤去中及び一時的な移設の間におきましても当該設備の必要な安全機能を維持する設計といたしております。

続きまして、工事フローの例でございますが、この資料では一時的な撤去の例と一時的な移設の工事フローの例をおつけしております。

ページめくっていただいて、5ページ、下にページがございまして、5ページの図の1と

いうところで、これは一時的な撤去を行う場合の例でございますけども、ここに示しますように、まずフローの最初で、この場合、一時的な撤去のための作業いたしまして、その後、検査1というところで一時的な撤去に対する検査を行いまして、それを確認したならば、その続きにあります第2加工棟に対する新規制の工事を行うと、そういうフローといたしております。また一時的な撤去及び一時的な移設の後のいわゆる本設のための設工認申請というものはそれぞれ別途後続で申請させていただきまして、それぞれの設備の最終的な新規制基準に対する適合性の確認は、その後続の本設工事のところで行いたいというふうに考えてございます。

続きまして、本文の最初のページの一番最後の検査及び試験の方法でございますが、これは表の2のところにとちょっとまとめて 表を示してございますが、それぞれの設備の特徴に基づきまして、外観、人数、配置及び作動の検査を実施するという計画としてございます。

ページをめくっていただきまして、3番の設工認技術基準との適合性でございます。本申請におきまして、一時的な撤去及び一時的な移設を行う設備に対します設工認技術基準との適合性の確認は、先ほど申しましたとおり、それぞれの設備の本設の工事の申請設工認申請を行った際に確認を実施することとしたいと考えております。また、本申請におきまして恒久的に撤去をする設備がここに示します二つ設備でございますが、それぞれ第2種管理区域に設置しているもの及び屋外に設置してございまして、撤去工事後に設工認技術基準との適合性確認が必要となる項目はないという状態でございます。

最後、4番の品質管理技術基準との適合性でございますが、これにつきましては、これまで申請いたしました設工認と同様に、この申請に関わる設計及び工事は品質管理技術基準に基づきました保安品質保証計画書に基づいて実施するということとしてございます。

続きまして、それぞれの申請の内容につきまして簡単にご説明したいと思います。3ページ目に表1としまして、全体を表にまとめておるんですけども、それぞれ図を使ってご説明したほうがわかりやすいかと思っておりますので、図を使わせていただきます。最初はまず、7ページの図の3でございますけども、これは化学処理施設に関わるものでして屋外薬品タンクというものが今あるんですけども、これを撤去するという申請であります。この設備は、湿式回収のための設備でございますが、新規制基準の対応の中で、当社としましては湿式回収設備一式をもう廃止するというにいたしてございまして、その中での今回この建物の工事に干渉する部分、屋外に設置してございましてタンクについて今回撤去の申請をい

たしましたので、タンクとそれに伴う配管を撤去するという申請でございます。

続きまして、9ページですね。これは核燃料物質の貯蔵施設に関わるものでクレーンⅡと呼んでいますクレーンの屋外搬出用レールという部分を一時的に撤去するという申請でございます。このクレーンⅡというのは、燃料集合体の輸送容器ですね、梱包済みの輸送容器を取り扱うためのクレーンでして、これを燃料の出荷のときなど建物の外に搬出する場合がございますので、そのためのクレーンのレールが屋外部分まで伸びているという構造になってございます。この屋外の部分が建物の補強工事と干渉いたしますので、この屋外部分を一時的に撤去するという申請でございます。

なお、この屋内に残る部分は当面この状態のままでございますが、ここにつきましては輸送容器の定期点検等、加工施設の維持管理のために必要な作業にこの一時的な撤去中も残っている部分を使うという計画としてございます。

続きまして、10ページ目でございます。これは同様に貯蔵施設の中で無人搬送車と呼ばれるものが、これは輸送容器の貯蔵場の中でございますが、これも無人搬送車の設備の一部がちょっとこの図ではわかりにくいですが、この部屋は、建物の部屋内の壁の補強工事を予定しておりまして、その壁の工事と工事箇所と干渉するために撤去するというものでございます。

続きまして、11ページ目は、廃棄物の廃棄施設の液体廃棄物の廃棄施設に関わるものでございまして、この11ページのポンチ絵で示していますように、管理区域の中の排水処理のためのタンク類遠心分離機等が今備えられておりますけども、これを処理後の水、排水を採取バルブを通して屋外に出ていく配管がございまして、この移設範囲ってちょっとポンチ絵の中で示した部分ですけども、建物の壁沿いの部分の配管というものがその建物の壁の工事と鑑賞いたしますので、その配管の取り回しを工事中に一時的に変更するという申請でございます。

続きまして、13ページ目は、これは放射線管理施設の中でガンマモニタというものがございまして、これも先ほど申しました輸送容器の保管場の部屋の中で、部屋内の壁の補強する部分に今、ガンマモニタの検出器が設置されておりますので、この位置を干渉しない位置に移動するというものであります。

続きまして、14ページも同じ場所なんですけれども、こちらは火災報知設備の中の自動火災報知設備の警報設備というものがやはり同じ壁際に設置されておりますので、この位置を移動するというものであります。

最後に、図の11は建物の外周にあります屋外の消火栓でございますが、これは建物の工事中に仮囲い等でちょっと区切ってアクセスがしにくくなるとかそういう部分がございますので、工事の進捗に合わせて何回か消火栓の位置を仮設で一時的に移動すると。アクセスできる位置に移動するというようなことを申請いたしております。

以上が資料1に対するご説明でございます。

続きまして、資料2のほうは、新規制基準に係る申請の進捗状況ということで、こちらは1ページ目の一番下に書いてございますように、前は5月16日の審査会合で同様のご説明させていただいておりますが、今回、こちらの内容は5月のところから概ね変わってないというか、計画が変わってない状態で進捗しておりますので、変更点だけ簡単にご説明させていただきたいと思っております。

まず、一番の事業変更許可に関する状況は5月のときのご説明と変わってございません。

ページめくっていただいて、2番の設工認に関する状況でございます。こちら2.1の申請状況のところでの今2次設工認の補正申請を行って審査いただいているところだというふうに書いてございますけども、これにつきましては昨日付けで認可をいただいたという状況になってございまして、今ご説明いたしました3次設工認の審査をいただくという状況でございます。2.2の申請の計画、全体の分割の計画でございますが、これは前回のご説明から変更なく、全体を6回に分けた申請を計画してございます。

続きまして、次のページの3.の保安規定関連でございますが、これも事業変更許可をいただいた後、それに合わせた保安規定の変更申請をいたしておりましたが、7月に認可を受けておるという状況が進捗でございます。今後は、さらに今後新規制対応の工事の進捗にあわせまして、設備に関する記載の変更でありますとかそういうことを計画して、あと数回ですね、保安規定を全体の進捗にあわせて変更申請をしていきたいと考えてございます。

説明は以上です。

○田中委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして規制庁のほうから質問、確認等お願いいたします。

○田邊チーム員 規制庁、田邊でございます。

以前に委員会で諮られていましたが、他施設であった新規制基準の対応に係る設工認申請の申請漏れ、この件を踏まえてグローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンさんで

の申請の管理について何点かお伺いしたいと思います。

まず、初めになのですが、事業変更許可の申請書で設計するとしていた設備機器等ですね、これらが今後の申請の中でもれなく申請されることについて、どのように確認、そして整理がされているかどうか。

次に、同じく事業変更許可申請書で記載している基本的設計方針、こちらについて守るべき事項が設工認中でまたもれなく反映されているかどうかということをごどのように確認しているか。そして最後に、同じく設工認で申請される設備、危機等について技術基準への適合性確認について、各要求事項に対する適合性がもれなく反映されているかどうか、これら3点、どのように整理をされているのかを説明をお願いいたします。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（磯辺執行役員） GNF、磯辺でございます。

順番にご説明いたします。

まず最初、許可に記載のある内容、設工認申請に漏れがないことの確認でございますけれども、これは今般の申請で、新たにおつけしたんですけれども、設工認の申請の中で、今後の分も含めまして適合確認のために設工認申請を予定して計画しています施設の一覧表というものを添付することにいたしまして、この中で数回に分けている申請の中で、既に申請したものと今後計画しているというものを今後の予定も含めて入れていくということで、これは審査が進むたびにこれをアップデートしていくということで漏れのないことを確認していきたいと考えてございます。続きまして、事業許可でうたった設計の基本方針との相違、そごといいますか、違いがないことの確認でございますけど、これにつきましては、従前の申請から、事業許可の中で記載していますいわゆる基本設計に関わる部分というものを抜き出して番号付けをしまして、まずそういうことを整理したものを設工認の申請書に添付してございます。それぞれの申請の中で、いろんな設備を申請するわけなんですけども、それに考慮している設計というものが許可の中でうたっていたどの設計の具体化であるかということが関連付けられるようにするというので、許可等の紐付けをしております。

最後、技術基準との適合に関して漏れがないことの確認ですけれども、これにつきましては、これも従前の申請から技術基準の各条項に対しまして、その当該のそれぞれの設備が満たさなければいけないその条項を、いわゆる星取表という形で記載いたしてする一覧表を添付する形としておりまして、今後については既に認可をいただいているものも含めて、履歴といえますか、認可済みのものも含めてそれを一覧表としまして各設備が満たすべき

条項について、それをピックアップした上で必要な適合性の説明をしていくというような管理をしていくという計画というか、そういうことをやってございます。

以上です。

○田中委員 よろしいですか。

あと、いいですか。

○小澤チーム員 規制庁、小澤です。

今、ご説明いただいたものをちょっと順番に確認したいんですけども、まずは今回事業許可で設置すると約束した設備機器に漏れがないかというところを別表という形で整理していただいて、設工認上との対比できるような形にさせていただいております。これにおいて、事業許可でまず安全機能を有する施設として設置しますと約束したものと設工認の設備機器を比較した場合に、必ずしもその名称だとか設備のどこまでの設備を範囲とするのかというものが1対1になっていないというような対応状況は認識してございますので、そのところ、我々、申請いただいた設備すべて確認しておりますけれども、そのところ、きちんとそういうものでちょっと若干ずれが生じているよというところがきちんとわかるように、表の中で説明していただきたいと考えております。若干ずれがあるのはそれだけでなく、撤去するものとかであったりするものも当然撤去するものだから事業評価のほうでは、安全機能を有する施設としては記載されていないんだけど、今回きちんと撤去するというと設工認なされているので、表の中には出てくると。そういうもので若干いくつか事業許可と記載のずれがあるものについては、きちんと認識している、ずれていることわかっていますよということをきちんと説明していただきたいと考えております。

今の点は、よろしいでしょうか。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（磯辺執行役員） GNF、磯辺です。

承知いたしました。ご指摘のとおり、許可には安全機能を有する施設の一覧表というものがついておるんですけども、設工認の段階になりますと、100%1対1ではなくて、ちょっと細かい付属設備が設工認では申請するとかですね、そういうものもございまして、こちらの添付しております表のほうは設工認で出されるものというベースで書いてございまして、許可と一致していない部分についてはわかるように管理をしていくと。あと、撤去する設備についても今ご指摘のとおりで、許可には明記されてございませんので、それはこちらの表では撤去する必要があるということで管理していくということにしたいと思

います。

○田中委員 あと、よろしいですか。

○小澤チーム員 規制庁、小澤です。

あと、事業許可の許可のほうで約束した基本的設計方針の管理の仕方というのは、今ご説明があったとおりで我々も認識しておりますので、我々のほうは設工認分割申請されていきますので、出てきたごとにですね、その申請がある設備機器に対して、その基本的設計方針が必要なものかどうかというところも一覧表につけていただいておりますので、そこに漏れがないかというような観点で我々のほうは確認していくというところでございます。今回、第3次申請については、撤去等、仮移設等のもので今回についてはございませんけれども、そのこのところもそういう認識でついていないというように現状は理解してございます。

それと、最後の技術基準ですかね。技術基準の説明のところも、先ほどをご説明いただいたというところは認識してございまして、今後の管理として、最終断面で技術基準の説明も漏れがないというところを確認するということを考えてございましたけれども、分割申請でその都度ごとに適切に管理されているというところを確認したほうがいいということですね。今後においては補正という形になるのかもしれないですけども、この断面で今までの1次、2次というところも含めてつけていただくというようなご説明だったと理解してございますので、そのこのところは我々の認識とずれてございません。あとは、ちょっと今回の設工認の申請で事実確認になってしまうんですけども、ちょっと記載が足りていないんじゃないかというところを確認させていただきたいんですけども、先ほど化学処理設備で不要となる設備というもの、図上はマスキングされているところがございますけれども、これは配管等を撤去すると、撤去側の中の設備と中側というのが第一種管理区域になって、それぞれの後じまいをどうするのかというところが技術基準の適合のその核燃料物質の汚染等のところとの関係がございまして、そのこのところはきちんと、現状触れられていない状況だと思います。ですので、きちんとご説明が必要かと考えてございます。

それと、屋外排水配管の移設というところのご説明についてなんですけれども、これは新たにその耐震補強するという壁に対して干渉するので、途中、移設しますよという話なんですけれども、説明のところはそうなっているんですけども、別途、添付図だとかに落ちたときの説明で、最初と現状の図と最終断面の図しか書かれていないものですから、

その説明、最初に説明している内容と図上の説明があっていないというところが何個かあります。これだけでなく、その他屋外消火栓の移設の位置だとかもずれてございますので、そのこのところ途中の断面がどうなっているというところが最初の多分説明のところとずれているところについては、きちんと整合するような形でご説明していただく必要があると考えてございます。

すいません、事実確認でございますので、何かありましたらお願いします。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（磯辺執行役員） GNF、磯辺でございます。

一つといいますか、屋外薬品タンクの撤去に関するところでありまして、タンクと配管撤去した、一種管理区域側にその撤去の末端があるというのはご指摘のとおりで、そのこの現状の我々の今の記載のここをやっているということの理由はですが、今回はその一種管理区域側に設備が残っているんですけども、これも最終的には撤去の予定となっておりますので、それも含めた管理区域内の湿式回収施設の撤去後の技術基準の適合性というのは、本体を撤去したところで説明すべきかと考えまして、今のところは今回の工事で撤去の末端となるところは鉄板等で閉止するという記載にとどまっておりますけれども、これにつきましてはその説明の必要性についてはちょっと引き続きというかご説明を差し上げたいと思います。もう一個、図と説明内容の不一致のところがあるというところは、ご指摘のとおりといいますか、何回か配管にしましても消火栓につきましても工事中に複数回ちょっと取り回しを変更するというところがございまして、今、そこが最初と最後だけしか書いていないのでわかりづらいというご指摘だと思いますので、こっちについては記載をちょっと工夫したいと思います。

○小澤チーム員 規制庁、小澤です。

我々のほう、引き続き変更等あれば、確認させていただきたいと思っています。

以上です。

○田中委員 あと、いいですか。

今、いろいろと事務局のほうから指摘いたしましたので、今年の9月25日の規制委員会で議論がありましたNSRRの設工認申請漏れの件を踏まえて、事業者におかれても引き続き申請内容の適切な管理をお願いいたします。また、本申請に係る事実関係の確認については、今回指摘した内容含めて事務局のほうで事実確認を進めていただきまして、今後新たな論点等があれば、改めて審査会合を開催したいと思いますので、事務局のほうでもよろしく

検討ください。

よろしければ、ほかなければ、これをもって本日の審査会合終了いたします。ありがとうございました。